

令和3年度一般競争入札実施要領

入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和3年10月27日

門真市長 宮本 一孝

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 門真市立二島小学校校舎屋上防水改修工事ほか1校
- (2) 工事場所 次に掲げる場所
 - ア 二島小学校（門真市三ツ島1丁目5番10号）
 - イ 第七中学校（門真市北島町29番1号）
- (3) 工事種別 防水工事
- (4) 工事概要 次に掲げる工事
 - ア 防水工事 一式
- (5) 工期 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (6) その他 本工事の入札は、予定価格及び最低制限価格を公表して行います。
予定価格 78,598,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
最低制限価格 72,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 入札方式 門真市電子入札システムによる一般競争入札（申請入札同時方式）
- (8) 設計図書の取得及び質問
 - ア 設計図書（図面、仕様書等）については、門真市電子入札・契約情報からダウンロードしてください。
 - イ 設計図書に対する質問がある場合には、告示の日から令和3年11月11日（木）正午までに、質問回答様式（門真市電子入札・契約情報の様式ダウンロードから取得してください。）を電子メールに添付し、keiyaku@city.kadoma.osaka.jp

まで、送信することとし、その他の方法については受付を行いません。

なお、回答については、門真市電子入札・契約情報の質問回答に質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

(9) 入札書受付期間

ア 令和3年11月18日（木）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時まで

イ 入札時に参加申請書及び入札金額と一致する内訳書の提出を必要とします。

なお、提出しない場合には、入札は無効となります。

(10) 開札予定日時 令和3年11月24日（水）午前10時

(11) 開札後、落札候補者となった者に提出を求める書類

開札後に、入札参加資格の確認を行うため、最上位の落札候補者に電話連絡を行いますので、書類の提出を求められた場合は、速やかに次のアからクまでの書類を提出すること。

なお、最上位の落札候補者が、入札参加資格を有していないと確認された場合には、次順位以降の落札候補者について順次同様の確認を行って落札者を決定します。

ア 建設業許可を証明する書面（建設業の許可証明書等）の写し

イ 最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

ウ 配置予定技術者調書

エ 配置予定の監理技術者の資格者証及び講習修了証の表裏の写し

オ 落札候補者と配置予定技術者との雇用関係を証明する書面（保険者番号及び被保険者等 記号・番号を黒塗り（マスキング）した健康保険証等）の写し

カ 本入札に参加する者に必要とする条件を満たす実績を確認することのできる契約書又は一般財団法人日本建設情報総合センターが行う工事实績情報サービスの「竣工時データ」の写し

キ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

ク 社会保険に関する誓約書

(12) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、門真市契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

(13) 支払条件 前金払、中間前金払及び竣工払

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）又は門真市上下水道事業建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (6) 次のアからウまでの届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でない者
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) 本市の令和3年度建設工事入札参加資格者名簿に業種「防水工事」で登録し、次のいずれかの基準を満たすこと。
- ア 市内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等が本市の区域内にある者をいう。）で、最新の総合評点（最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の防水工事に係る総合評定値に本市独自の市内業者に関する主観点数100点を加算した点）が700点以上であること。
- イ 準市内業者（建設業法上の主たる営業所の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者をいう。）及び市外業者（建設業法上の主たる営業所の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域外にある者をいう。）は、最新の総合評点（準市内業者にあっては、最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の防水工事に係る総合評定値に本市独自の準市内業者に関する主観点数25点を加算した点とし、市外業者にあっては、最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の防水工事に係る総合評定値）が800点以上であること。
- (8) 防水工事について建設業法第15条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (9) 監理技術者資格者証（業種「防水工事」）の交付を受けた技術者を専任配置できること。（建設業法上の営業所の専任技術者として登録されている者は配置できません。）
- (10) 平成18年4月1日から本工事の入札書受付期限までの間に次に掲げる実績を有すること。
- ア 市内業者にあっては、次のいずれかの実績を有すること。
- ・請負金額が本工事の予定価格の10分の9.2の半額（税込39,770,588円）以上の公共施設の防水工事の請負契約を国又は地方公共団体と締結し、誠実に履行したこと。
 - ・公共施設の建築工事（業種「建築一式」）のうち、防水工事にかかる金額が予

定価格の10分の9.2の半額（税込39,770,588円）以上の請負契約を国又は地方公共団体と締結し、誠実に履行したこと。

イ 準市内業者又は市外業者にあつては、次のいずれかの実績を有すること。

・請負金額が本工事の予定価格（税込86,457,800円）と同額以上又は本市と本工事の予定価格の半額（税込43,228,900円）以上の公共施設の防水工事の請負契約を国又は地方公共団体と締結し、誠実に履行したこと。

・公共施設の建築工事（業種「建築一式」）のうち、防水工事にかかる金額が本工事の予定価格（税込86,457,800円）と同額以上又は本市と本工事の予定価格の半額（税込43,228,900円）以上の請負契約を国又は地方公共団体と締結し、誠実に履行したこと。

(11) 本市又は本市上下水道事業発注の建設工事を現在施工中でないこと。ただし、技術者の適正な配置が可能な市内業者は、この限りでない。

3 入札及び入札参加資格の審査

(1) 本入札に参加を希望する者は、門真市電子入札システムで参加申請及び入札を行わなければなりません。ただし、同システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 入札参加者は、入札書受付期間中に門真市電子入札システムの発注案件一覧の「発注図書取得」から参加申請書及び内訳書をダウンロードした上で、同システムにおいて、参加申請書及び内訳書を添付して入札手続をし、発注者の入札参加資格の審査を受けなければなりません。

なお、入札締切期限までに入札手続を終了しない者又は添付書類がない者は、本入札に参加することができません。

(3) 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとします。

なお、結果については、門真市電子入札システムによる「競争参加資格確認通知書」にて通知します。

(4) 入札参加及び資料の提出は、電子入札システムによるもの以外は受け付けません。ただし、別途提出方法を指定した書類等については、その提出方法によるものとします。

(5) 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された資料は、返却しませ

ん。

4 入札保証金

門真市契約に関する規則第7条第3号の規定により免除します。

5 入札の辞退

入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出した後は、入札書等の訂正若しくは撤回又は入札の辞退をすることができません。

6 入札方法等

(1) 入札参加者は電子入札システムにより入札を行い、同システム以外を用いた入札は受け付けません。

(2) 入札執行回数は、1回とします。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札する金額としてください。

(4) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者又は地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札候補者とします。

(5) 開札は、総務部総務課の担当職員が、門真市電子入札システムにより行うものとします。

(6) 入札参加資格の審査により「競争参加資格確認通知書」を受け、入札を認められた者であっても、落札候補者が開札後の事後審査において、入札参加資格を有していないと確認された場合には、入札を無効とします。

(7) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者又は地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、同令第167条の9の

規定により、門真市電子入札システムでくじ引きを行います。)を最上位の落札候補者とし、開札後の提出書類により落札者の決定に必要な審査を行い、落札者としての要件を満たしている場合に落札者とします。

なお、最上位の落札候補者が、入札参加資格を有していないと確認された場合には、次順位以降の落札候補者について順次同様の確認を行って落札者を決定します。

7 入札結果等の公表について

本入札は、入札（開札）後に最上位の落札候補者に対し、入札参加資格の確認を行うため、入札参加者の事前公表は行いません。

結果通知は、最上位の落札候補者に対してのみ行うものとし、その他の入札参加者に対しては、門真市電子入札・契約情報に公表します。

なお、落札者決定後も速やかに公表を行います。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで提出又は到着していない入札
- (3) 入札者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者による同法第2条第1項に規定する電子署名をいう。）のない入札
- (4) 入札に際して談合、不正行為等を行ったと認められる入札
- (5) 門真市電子入札システムを用いた入札において、同システム以外の方法による入札
- (6) 誤字、脱字等により、添付書類等の意思表示が不明瞭な入札
- (7) 積算内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (8) 入札書に記載された金額と内訳書の内容が一致しない入札
- (9) 入札参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした入札
- (10) 本入札会までに、今年度本市又は本市上下水道事業発注の競争入札に係る建設工事を落札した者又は落札候補者のした入札。ただし、本入札に技術者の配置が適正に行われることを条件としたうえで、次のア又はイに該当する者についてはこの限りでない。

ア 令和3年度建設工事入札参加資格者名簿に登録している市内業者

イ 請負者の責めに帰すことのできない事由により工期が延長になった建設工事を施工中の者

- (1) 予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (2) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札者は、落札後速やかに本契約の締結の申出をしなければなりません。
- (3) 予定価格150,000,000円以上の建設工事については、議会の議決が必要となるため、仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約を締結します。
- (4) 前号に係る建設工事の落札者として確認され、仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除します。

10 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができます。

11 入札の延期又は中止

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本入札を中止します。ただし、公告を再度行って実施する一般競争入札については、ア及びイの場合はこの限りではありません。

ア 入札書受付締切りの結果、入札参加申請者が2に満たない場合

イ 入札の参加資格の事前審査の結果、入札の参加を認めた者の数が2に満たない場合

ウ 開札の結果、全者の入札が無効となった場合

エ 電子入札システムを用いた入札において障害が生じた場合、その他特別の事情がある場合

- (2) 電子入札システムを用いた入札において障害が生じた場合、その他特別の事情がある場合は入札期日を延期することがあります。

12 その他

- (1) 入札参加者は、この「告示」及び「門真市電子入札心得」のほか関係する法令

及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

- (2) 本入札に関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 入札参加者は、使用機器やインターネットの障害発生に備え、入札書等の提出は指定した期間内で余裕をもって行ってください。
- (4) 技術者の専任制が求められる建設工事の場合、建設業法上の営業所の専任技術者として登録されている者は、技術者として配置できません。

なお、技術者の専任制の違反が確認されたときは、契約締結後であっても契約を解除する場合があります。

- (5) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。(契約金額5,000,000円未満のものは除く。)
- (6) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。
- (7) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処すること。
- (8) 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

13 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課契約グループ

電話 直通 06 (6902) 5746

大代表 06 (6902) 1231 (内線2216)

代表 072 (885) 1231 (内線2216)